

佐賀県告示第 178 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 28 年 3 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
なかふさ皮膚科クリニック	杵島郡白石町大字福吉 1835 番地 1	平成 28 年 1 月 12 日
至誠会クリニック	佐賀市田代二丁目 11 番 4 号	平成 28 年 2 月 1 日
ひかり歯科医院	唐津市相知町相知 1641 番地 2	平成 28 年 1 月 1 日
北山歯科診療所	佐賀市富士町大字中原 483 番地 1	平成 28 年 2 月 1 日
幸訪問看護ステーション	鳥栖市東町二丁目 885 番地 7 102 号室	〃